

一 要求事項、一トシテ提出スルモノナルニ至ルモノ一
養、住友争議、以テ争議發生、工場、鐘山、宗
ヨリ一般企業者モ此ノ趨勢ヲ看取レヨリ
進ニテ之カ施設ヲ爲スニ至リ大正十年末ニ於テ
ハ此ノ種制度ヲ特設シタルモノ大阪、兵庫、各
十三ヲ始メ東京、北海道、其他ノ府縣ヲ合
シテ四十又六、争議ニ際シ明カニ労働者ノ要
求ニ依リ實施シタルモノナリ此ノ外各工場、鐘山

等ニ於テ之ニ類似ノ施設ヲ爲セルモノ並縦断
的労働團體ニシテ實質上該制度ノ精神
ヲ加味セルモノ三十又餘ヲ算スルニ至レリ
大勢以上ノ如クナルヨリテ労働資協調會ニ於テ此
ノ状態ニ鑑ミ此際法制ヲ設クルノ必要アリトナ
シ大正十年十月労働委員會法案ヲ起
草シ之カ實施方ニキ内閣、内務省、農商務
省ニ建議スル所アルト共ニ一面主ナル企業者ヲ會
四